

## 食品安全委員会（第1025回会合）議事概要

日 時:令和8年5月19日（火） 14:00～14:51

場 所:食品安全委員会第一会議室

出席者:祖父江委員長ほか6名出席

傍聴者:一般16名

### （1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 添加物 1品目  
酢酸カリウム

→消費者庁及び担当の頭金委員から説明。

本件については、酢酸カリウムは酢酸イオン及びカリウムイオンから構成され、添加物としての使用時においては、ヒトの生体内で、酢酸イオンとカリウムイオンに解離・吸収される、ということである。

また、これまでの食品健康影響評価において、酢酸については、「添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを特定する必要はない」と評価され、添加物に由来するカリウムについては、「安全性に懸念がない」と評価されている。

したがって、食品衛生法第12条及び第13条第1項の規定に基づき、酢酸カリウムについて、人の健康を損なうおそれのない添加物として、新たに定めるとともに、規格基準を設定することについては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはなく、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するものと認められる旨をリスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

- ・ 動物用医薬品 2品目  
ローソニア・イントラセルラリス感染症生ワクチン（シード）（エンテリゾール イリアイティスTF及び同FC）  
動物用ワクチンの添加剤として使用する成分（トリオレイン酸ソルビタン）

→農林水産省及び担当の浅野委員から説明。

動物用医薬品「エンテリゾール イリアイティスTF及び同FC」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることから、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

「動物用ワクチンの添加剤として使用する成分（トリオレイン酸ソルビタン）」についても、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

### （2）農薬第一専門調査会における審議結果について

- ・「シクロキシジム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第一専門調査会に依頼することとなった。

(3) 農薬第四専門調査会における審議結果について

- ・「フロリルピコキサミド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第四専門調査会に依頼することとなった。

(4) 農薬第五専門調査会における審議結果について

- ・「エチプロール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第五専門調査会に依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・飼料添加物「たん白質の加水分解により製造された塩酸L-ヒスチジンを原体とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、「たん白質の加水分解により製造された塩酸L-ヒスチジンを原体とする飼料添加物が、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。